



厚生省発老第44号

平成12年3月16日

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形 昭弘 殿

厚生大臣 丹羽 雄哉

諮 問 書

居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額（平成12年2月厚生省告示第33号）の一部を別添のとおり改正することについて、介護保険法（平成9年法律第123号）第43条第6項及び第55条第6項並びに介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第15条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

(別添)

## 居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額の一部改正について

### 1. 居宅介護サービス費区分支給限度基準額の一部改正

短期入所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額について、以下の特例を設けること。

市町村は、短期入所サービスの必要量の見込み及び短期入所サービスを提供する体制の確保の状況を考慮して可能と認める場合においては、その者が痴呆であるため又はその者と同居している家族若しくは親族が高齢、疾病等であるため通常の短期入所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額（以下この項において「法定限度額」という。）では居宅において自立した日常生活を営むことが困難と認められる居宅要介護被保険者に係る短期入所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額を、法定限度額の日数に当該居宅要介護被保険者が短期入所サービスを利用する日数の合計が法定限度額の日数に至った月（以下この項において「超過月」という。）以後の各月において当該居宅要介護被保険者が訪問通所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額に係る単位数から現に利用した訪問通所サービスの単位数の合計を控除して得た単位数を次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数で除して得た日数（1日未満の端数があるときはこれを1日に切り上げた日数とし、超過月以外の月において14日を超えるときは14日とし、超過月において14日から法定限度額内の短期入所サービス利用日数を控除して得た日数を超えるときは当該控除して得た日数）の範囲内で現に法定限度額の日数を超えて短期入所サービスを利用した日数を加えて得た日数に至るまで短期入所サービスを受けることができる額とすることができる。

イ 要介護1 984単位

ロ 要介護2 1,032単位

- ハ 要介護3 1, 079単位
- ニ 要介護4 1, 126単位
- ホ 要介護5 1, 173単位

## 2. 居宅支援サービス費区分支給限度基準額の一部改正

短期入所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額について、以下の特例を設けること。

市町村は、短期入所サービスの必要量の見込み及び短期入所サービスを提供する体制の確保の状況を考慮して可能と認める場合においては、その者が痴呆であるため又はその者と同居している家族若しくは親族が高齢、疾病等であるため通常の短期入所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額（以下この項において「法定限度額」という。）では居宅において自立した日常生活を営むことが困難と認められる居宅要支援被保険者に係る短期入所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額を、法定限度額の日数に当該居宅要支援被保険者が短期入所サービスを利用する日数の合計が法定限度額の日数に至った月（以下この項において「超過月」という。）以後の各月において当該居宅要支援被保険者が訪問通所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額に係る単位数から現に利用した訪問通所サービスの単位数の合計を控除して得た単位数を954で除して得た日数（1日未満の端数があるときはこれを1日に切り上げた日数とし、超過月以外の月において14日を超えるときは14日とし、超過月において14日から法定限度額内の短期入所サービス利用日数を控除して得た日数を超えるときは当該控除して得た日数）の範囲内で現に法定限度額の日数を超えて短期入所サービスを利用した日数を加えて得た日数に至るまで短期入所サービスを受けることができる額とすることができる。